

平成 年 月 日

保 護 者 様

学校名 高崎市立東小学校

校長名 伊藤 肇

年 組 氏 名

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思われます。もし、これが下記の病気ですと、他の児童・生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。

しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。

なお、病気が治って登校する場合は、右の医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

停止期間の基準

(平成24年4月1日より)

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血、熱痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る）	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1) を除く） ・百日咳 ・麻しん ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発しんが消失するまで ・すべての発しんが痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<注>・上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。